

職務に専念する義務の特例に関する条例

昭和 55 年 3 月 1 日  
条 例 第 3 号

職務に専念する義務の特例については、藤井寺市の職務に専念する義務の特例に関する条例を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。